

## 資料 3－2

### 「千葉市特定個人情報保護評価（全項目評価書を作成する事務）に対する意見」

千葉市保健福祉局介護保険管理課（以下、「所管課」という。）は、介護支援専門員証を有する者（以下、「調査員」という。）と要介護認定調査業務の委託契約を締結している。調査員は、要介護認定の申請者（以下、「本人」という。）の自宅などへ訪問し、本人の心身の状態などに関するセンシティブ情報や個人番号など（以下、「秘密情報」という。）を取得したうえで、所管課や各区保健福祉センター高齢障害支援課が実施する介護認定審査会での審査判定の資料となる介護保険認定調査票（以下、「調査票」という。）を作成・提出している。それゆえ、調査票は、機密性・完全性・可用性の格付けが高い情報資産であり、流出・漏えいを防ぐための厳重な管理を行わなければならない。

ところが、千葉市の介護保険事務の全項目評価書に係る個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言（以下、「評価書」という。）を見分すると、特記事項の欄が空白になっているところから、本人の秘密情報が流出・漏えいした場合の損害賠償を必ずしも本人に保証することなく、所管課の謝罪会見で帰結しようとする意図が推察される。

一方、さいたま市や大阪市などの他政令市の介護保険事務の評価書を見分すると、特記事項の欄において、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関しての契約に関する記述が認められる。

そこで、千葉市の介護保険事務の評価書を見直すにあたり、本人の秘密情報の管理に係る意識を喚起するうえでも、特記事項の欄を空白にせず、委託先との情報管理体制の確認や秘密保持に関しての契約のほか、流出・漏えいした場合に備えての損害賠償の予定に関する記述を追加すべきだと考える。